

質問第四五号

度量衡器の検査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月六日

油井賢太郎

参議院議長 佐藤 尚武殿

度量衡器の検査に關する質問主意書

最近度量衡器就中秤類が不正確の爲、商取引上或は一般消費者の購入上迷惑を及ぼして居る事例が可なり多いとの事である。戦後既に五年を経過している今日かかる事例が末だに存在して居る事は文化国家建設途上にある我國としては洵に遺憾に堪えないが、政府は現在使用されている度量衡の検査について如何なる方策をもつて臨んで居るのか、又度量衡の検査所は中央地方を通じて極めて低廉なる予算をもつて賄われており、而も検査手数料の如きも不当に過小のものがあり、設備の改善、検査の徹底化を図る上に大なる支障を来している様に見受けられるが、この際独立採算制を目標として適正なる手数料の改訂を行う意思はないか。又輸出産業振興上使用期間が短かいにもかかわらず精密度が減退するような粗悪品の製造を阻止し、品位の向上を図るべきであると思うが、政府の見解如何。